

5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19

始



特 252

615

年十二月

電力國家管理案に賛同し難き所以

法社
人團
電
氣
協
會

33
68

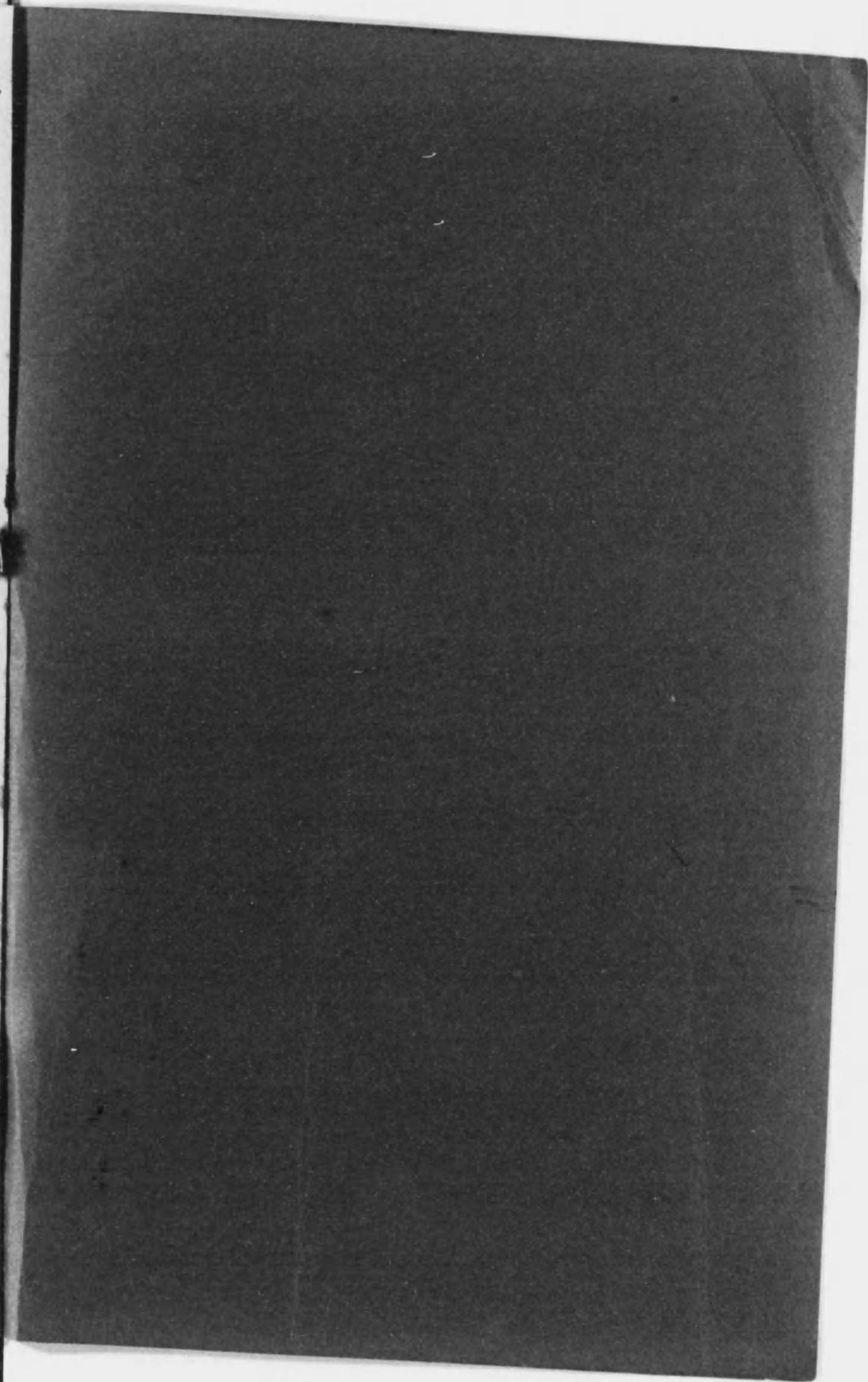
特252
615



電力國家管理案に賛同し難き所以



發行所寄贈本



目次

(一) 電力國家管理案の内容に就て……………一

(二) 検討を要する重點……………六

 (イ) 既設水力發電所の利用及卸賣料金……………六

 (ロ) 未開發水力の問題……………八

 (ハ) 民有民營形態……………一〇

 (ニ) 外債及内債の問題……………一二

 (ホ) 強制出資の範圍……………一六



(三) 電力國家管理案に賛同し難き所以……………一八

(一) 本案の實現は今日の非常時局に對處するに付き不利益である……………一八

(二) 本案の骨子たる強制出資は所有權の不當なる制限で其結果は全産業界に重大なる惡影響を及ぼすものと考え……………二一

(三) 本案の遂行に依て電力の豊富低廉の供給は期待出來ない……………二五

電力國家管理案に 賛同し難き所以

社團
法人 電 氣 協 會

(一) 電力國家管理案の内容に就て

臨時電力調査會に於て決定せられたる電力國家管理案要綱は同委員會の小委員會に幹事案として提出せられたる遞信省事務當局の試案と其の内容同一のものである。而して此の電力國家管理案要綱は左の五部門から構成せられて居る。

第一 管理ノ範圍

- (イ) 國家的統制ニ必要ナル左ノ設備ニ依ル發電及送電ハ國家之ヲ管理ス
- (一) 主要新規水力發電設備 (發電水力資源ノ合理的利用上避クベカラザル既設水力發電設備ヲ含ム)
- (二) 主要火力發電設備
- (三) 主要送電設備
- (ロ) 前項ノ範圍ニ屬スル設備ハ新ニ設立スル特殊會社ニ於テ之ヲ施設シ既存ノ設備ハ之ヲ會社ニ出資スルモノトス
- 前掲ノ送電設備ニ連絡スル既存ノ水力發電ハ之ヲ買入ルルモノトス、但シ場合ニヨリ託送ヲ認ムルコトアルベキモノトス
- 出資設備ノ評價並ニ買入電力料金ニ付テハ出來得ル限り其ノ算定基準ヲ法定シ、委員會ノ議ヲ經テ之ヲ決定スルモノトス

第二 管理ノ方法

- (イ) 電力ノ需給、發電及送電設備ノ建設計畫、電力料金並ニ電力ノ配給等重要ナル事項ハ政府之ヲ決定スルモノトス
- (ロ) 前項政府ノ決定ニ從ヒ設備ノ建設並ニ業務ノ運営ハ特殊會社ヲシテ之ヲ爲サシムルモノトス
- (ハ) 政府ハ電力管理ノ適正ヲ期スル爲メ官民ノ衆智ヲ蒐メタル電力審議會ヲ設ケ重要事項ヲ之ニ諮問スルモノトス

第三 特殊會社

- (イ) 資金調達ニ關シ利便ヲ圖ルト共ニ利益配當ニ對スル政府ノ保證、租稅ノ減免其ノ他業務遂行上必要ナル特權ヲ附與スルモノトス
- (ロ) 會社ノ役員ハ政府之ヲ任命シ、定款ノ設定變更、社債ノ募集、利益金ノ處分其ノ他重要事項ハ政府ノ認可ヲ受ケシメ會社ノ業務ニ關シテハ監督上必要ナル命

令ヲ爲スモノトス

第四 電力動員

(イ) 平時大體最高需要ノ一割程度ニ相當スル餘裕電力ヲ用意セシムルト共ニ、豫備設備ヲ整備シ、自家用發電ニ付テモ相當程度ノ連絡統制ヲ爲スモノトス

(ロ) 電力供給ヲ確保シ、電力使用ノ急需ヲ充ス爲メ必要ニ應ジ消費管制ヲモ爲スモノトス

第五 配電事業

(イ) 發電及送電ノ國家管理ニ照應シ、配電事業統制ノ擴充強化ヲ圖ル爲區域ノ整理

統合ヲ爲シ、供給業態ノ改善、電氣利用ノ普及ヲ促進スルモノトス

(ロ) 國家管理ニ依ル料金政策ト相俟ツテ料金ノ低廉且均衡ヲ得ル様其ノ監督ヲ擴充スルモノトス

右の内第四、第五は電力國家管理と直接關係なきもの故叙上第一乃至第三が今度の電力國家管理案の骨子である。故に茲には此點を論議の中心とする。

昨年所謂頼母木案では既設水力發電所の設備を特殊會社に強制出資せしむると云ふ事になつて居つたが、今度の案では既設水力發電所の設備は原則として強制出資を要せぬので此點が相違して居る。又頼母木案では特殊會社は設備のみを所有し其業務の運営は政府に於て之を爲すことになつて居たが今度の案では特殊會社は設備を所有し且其運営をも爲すことになり、形の上に於て前のは民有國營であつたが今度のは民有民營となつたと云ふ相違がある。此二點が頼母木案と今度の案との相違點である。

さて此相違から來る諸種の問題を考へて見るに今度の案は頼母木案に優

れて居ると樂觀出來ない。

(二) 検討を要する重點

(イ) 既設水力発電所の利用及卸賣料金

今度の案では既設水力発電所の設備は之を特殊會社に出資するを要しない。然し送電線を出資する結果として既設水力発電所の發電々力は送電線を所有する特殊會社に販賣せねばならぬことになるのである。而して此の場合販賣電力料の算定基準を何に求むるかは事業の収入上に多大の影響を及ぼす重大問題であるが、之に對し政府側の説明は一致せず。或は現在會社が得て居る収益状態を毀損せぬとか或は國家統制の見地から適正に決定するとか云ふやうに其の説明は時に依り人に依り異つて居る。而して最近

に於ては政府側は現在會社が得て居る収益を搾取する意思はないと云ふ様な説明になつて居るやうであるが、それも甚だ曖昧である。既述の如く電力料金が如何なる基準に依り決定せらるるかは既設水力発電所の利用價值を決定し、延ては事業の死命をも制することになるものであり、此事は又後に述ぶる外債問題にも大いに關係を有するものである。

次に特殊會社は此の買入電力及自己發電の電力を卸賣することになるのであるが此の卸賣電力料の算定基準を何に求むるかも亦重大問題である。此の卸賣料金は結局専門委員會又は審議會に依つて決定せらるべく、専門委員會又は審議會は送電線の費用、送電に依る電力の損失等を算出して卸賣料金を決定することになると思ふが其の算出の基準に付ての政府側の説明も亦區々であつて或は現在會社の爲して居る利益配當を基準とすると云

八
ひ、或は國家統制の見地から之を定むると云ひ前同様一定した説明とはな
つて居ないのである。之を要するに特殊會社の買入電力料及卸賣電力料算
出の基準は極めて重要なる問題なるに拘らず未だ明確になつて居らぬ。従
て本案の實行上多大の危惧と不安が残された事になるのである。

(ロ) 未開發水力の問題

未開發水力の問題に付きては水力の開發を特殊會社がやる必要はないの
ではないかと云ふことが重要なる問題となる。之に對して政府側は必ずし
も特殊會社がやる必要はないとの意味の説明があつた。併しながら、假令
既設會社が新しき水力の開發を爲し得るとしても之が開發の爲には多額の
資金を要する。而も此資金の調達には亦多大の困難が伴ふ。發電所が完成

した曉に於て其の發電電力を政府の定めた料金で買上げらるるか又は設備
そのものを買上げらるるのでは企業的意義がない。斯様に無意義の結果を
見る事が明かであるに拘らず、誰れが苦んで資金を調達し發電所を完成す
るだらう。故に水力の開發は特殊會社に送電線を出資せしむる限り特殊會
社をして之を爲さしむる外方法はない。然し現に工事中のもの或は工事準
備中のものは之を如何にするか。

若し事業者が引續き工事を續行し完成する場合、特殊會社に與へらるる
と同様の補償を與へぬとせば不公平である。政府は之に補償を與ふる意あ
るや否や。又發電所が完成した曉政府は之が買上値段を算出する基準を何
に求むる積りであるか。之に對し政府側は、専門委員會又は審議會に依つ
て決定すると説明して居るが、若し此の政府の説明の如く是等の事項が專

門委員會又は審議會に於て決定せらるることとなれば事業者は今後幾年か後には政府の意の儘にならねばならぬ様な結果になると思ふのである。

頼母木案では良かれ悪かれ主要設備の一切を特殊會社に強制出資することになつて居たから勝負は只の一回で決まつたのであるが今度の案ではズリ／＼に死命を制せらるる充分の處があるのである。故に此點から云へば頼母木案の方がまだ今度の案より質がよかつたとの意見が成り立つのである。

(ハ) 民有民營形態

今度の電力國家管理案は頼母木案と違ひ民有民營と云ふ形態だけは残して居る。然し乍ら政府に於て電力の需給、發電及送電設備の建設計畫、電

力料金並に電力の配給等、重要事項を決定するのである。特殊會社は政府の決定に従ひ設備の建設並に業務の運営を爲すに止まるのである。即ち此の特殊會社の有する企業上の決定權の範圍は實に輕微である。配電盤でスヰツチを入れるのは技術上重要事項であるが、それは會社がやるのか政府がやるのかと云ふ質問に對する政府側の説明は曖昧であつた。斯くて此度の特殊會社も數字的に收支の計畫を樹つることの出來ぬ會社である。

右の如き實情で此の特殊會社は形は民有民營であるが其の實質は國營、特殊會社は民有民營の形を備へた國營事業の代行會社で頼母木案の民有國營形態の特殊會社と相距る事爾く遠くないのである。然るに拘らず恰も外形内容共に民有民營であるかの如くカモフラージュして居る事に思ひ及べば今度の案は頼母木案に比し甚だ質が良くないと云ひ得るのである。

送電線を強制出資せしめ既設水力発電所の死命を制し乍ら既設水力発電所の現状を變更するものに非ずとせる所も亦右と同様質の良くない一面であると云ひ得る。

(二) 外債及内債の問題

送電及火力発電の設備を強制出資せしむると云ふ様な非常手段に訴へる結果は必然に外債及内債に關聯して面倒な問題が起つて來ると思ふ。

政府では送電及火力発電の設備を出資せしめても外債關係に於ては是等の物の所有權を依然從來の所有者に屬するものと看做し工場財團を存續せしめ特殊會社をして債務保證を爲さしめ政府に於ても亦特殊會社が保證せる部分を再保證すると云ふ事にすれば外債債權者は之を承諾するだろうと

考へて居る様である。法律の制定に當り強制出資の効果を制限することは可能であろうが工場財團の擔保力は之を組成せる財産にあるのではなく企業として一聯して収益を擧げて居る所にある事に思ひ及べば爾く樂觀は許されぬのである。換言すれば新法律の制定に依り法律上の問題は或程度まで處理せらるるかも知れないが實際上の問題は爾く簡単に處理出來ぬものと思ふのである。然るが故に財界人は只單に財産を残して居ると云ふだけでは充分でない。其の會社の収益状態を變更せぬことを要すると主張して居らるのである。之に對し政府側では何等の説明を與へない。

兎に角政府では右の方法で充分外債債權者の承諾を得ることが出來るだろうと決めて居るから、從て外債債權者が承諾せぬ場合の手段は何等出來て居ない。然し之に就ては滿鐵に良い實例があり非常に危険である。此の點

につき政府は未だ外債債権者側に承諾を求めては居ないやうである。強制出資と云ふ文字の使用に就ても政府側に於ては外債關係を圓滑に處理せねばならぬと云ふ關係もあるから強制と云ふ文字を使用したと云ふが如き説明を爲すのであるが外債と強制出資とを斯様にからませることは不當であろう。次に政府は簡單に外債の保證をすると云つて居るが此の保證は強制出資した火力發電又は送電の設備だけを分割して其の部分のみにつき之を爲すと云ふ事は出来ぬ。工場財團を以て擔保して居る外債全部に付て保證せねばならぬのであるから左様の事が政府の云ふが如く簡單に出来るか怎うかも亦甚だ疑はしい。

次に内債の問題であるが政府側は内債も外債同様に支拂保證をすると説明して居る。然し内債は外債と異なり概ね短期になつて居る。故に工場財

團の解消前に内債の借替をなさむとする場合には如何にすればよいか。或は資金の調達が出来ぬと云ふやうな事にならぬとも限らぬ。此の場合には特殊會社も自らの財産を擔保に供することを得ず、既存會社も亦擔保に利用するを得ず、結局何人も利用し得ざる財産が出来る結果となりはせぬか。

兎に角政府が法律上及實際上外債を如何に處理するか。其の處理の當否如何は國際信用に影響を及ぼし戦後の經營に外資輸入を必要とするに際し多大の支障を與ふる實に重大問題である。假りに外債問題が法律上は曲りなりにも處理出来るとしても火力發電及送電の設備を強制出資せねばならぬ結果が從來に比し幾分でも収益状態を不良に變更するものと一般に認めらるる以上實際上の處理は從來に比し圓滑を缺ぎ夫れだけ將來必要なる資

金の調達を困難に陥らしむる結果に立ち至ること賭易き道理である。

(ホ) 強制出資の範圍

今度の案では強制出資の目的として送電線に付主要送電線と云ふ以外に何等の基準も之を明示して居らぬ。如何なる送電線を主要送電線と認めて強制出資せしむるかは既設水力発電所の利用に關聯して事業の収益状態に多大の影響を及ぼす事項の一である。而して此事は亦直接外債内債の處理に重大な關係を有する事項となる。然るに主要送電線は誰が決定するかとの疑問に對し政府側は専門委員會に於て決定すると説明して居る。その専門委員會は如何なる基準に依つて之を決定するかとの質疑に對しては國家管理の精神に則り決定すると説明して居る。又送電線を強制出資せしむる

のは電力を專賣するに必要なが爲めであるか、夫れとも統制上の必要に基くのであるかとの疑問に對しては政府側は其の兩方を含むが如く説明し、電力を專賣するに必要であると云ふ事であれば主要送電線のみでなく一般的普遍的に送電線を強制出資せしめなくては能率上無意味ではないかと云ふに對し、專賣は考へて居らぬと前説明が訂正されて居る。送電線を強制出資せしむる理由が統制上の必要と云ふ事であれば其語にはまだく相當の包容力があるのであるから主要送電線の範圍がどの様に變化して來るか見當が付かぬのである。從て夫だけ事業者に危惧と不安の念とを與へ延ては全產業界に多大の動搖を與ふることになるのである。

(三) 電力國家管理案に賛同し難き所以

(I) 本案の實現は今日の非常時局に對處するに
付き不利益である

刻下の非常時局に對處するため國民は舉國一致政府を支援するの要があるのである。此故に吾人は本年七月十四日臨時理事會を開き政府支援を表明した。是れは固より今日と雖も變らぬ吾人の態度である。さるが故に吾人は今日此の電力案に對して當路の反省を求むるのである。

政府當路は現在發電及需給の状態が均衡を得て居ること及今後五ヶ年間は電氣委員會の決定に従ひ事業を遂行すれば電力に不足を生ぜざることと認めて居るのである。此事實は明かに現状を變更するの要なきことを示し

て居る。否此の非常時局に現状を變更することは時局に對處するに付き甚だしい不利益を醸すことになるのである。

既に述べた如く今度の電力國家管理案に依る國家管理は既存事業より送電及火力發電設備を分割して之を特殊會社に強制出資せしむることを骨子として居るのである。故に既存事業の収益状態は不利益に變更せらるるものと考へて居なければならぬ。其の結果既に述べた如く既存事業の資金の調達を著しく困難ならしむることは明かて現に開始せる又は將來開始せんとする建設事業は之を餘儀なく停止若くは遅延せしめなければならぬことになるのである。而して特殊會社が成立しても急速に豊富なる電力の供給は期待出来るものではない。斯様な結果は直ちに電力需要の益々増大すべき状態下にある非常時局に際し發電及需給の均衡状態を破壊し電力に著し

き不足を生ぜしむることとなり非常時局に對處するに付き遺憾の事態を生ぜしむるは勿論全産業界に多大の悪影響を及ぼすことになるのである。

故に電力需要の益々増大すべき状態下にある此の非常時局に際しては寧ろ全事業者を助成、鞭撻し以て電力の開発、擴充を實行せしめ電力の不足を克服して今時局に對處するに付き遺憾なきを期することこそ當に政府として採るべき方策、進むべき唯一の途であると思ふ。

右の如く時局に對處するに付不利益なる結果の發生を豫想し得らるるが如き當路の本提案を無條件に支持することは眞に政府を支援するの途ではあるまいと考える。事業の實際に通曉せる事業者としては政府當路の此提案を差控え非常時局に對處して遺憾なきを期することこそ眞に政府を支援する所以の唯一の途であると信じて疑はぬ次第である。

政府當路に於ては若しも今日の時局に對處するに付き不都合有害なる結果の發生を豫知し乍ら尙且此非常時局の際本案の實現を欲するのであるならば事業者には勿論一般に對しても本案の實現が此の際絶對必要なることの理由を一層充分に説明せられ之を諒解納得せしむべきであると思ふのである。

- (Ⅱ) 本案の骨子たる強制出資は所有權の不當なる
 制限て其結果は全産業界に重大なる悪影響を
 及ぼすものと思ふ

既に述べた如く今度の電力國家管理案に依る國家管理は既存事業より送電及火力發電設備を分割して之を特殊會社に強制出資せしむることを骨子として居る。而して此の強制出資の對價は金錢若くは公債等に依つて支拂

はるるのではなくして特殊會社の株式を受くることになつて居る。此の強制出資と株券の交付とは從來未だ嘗て類例のない所有權の制限である。斯の如き所有權の制限は假令夫れが法律に規定せられた場合であつても、其の規定は財産の不可侵性に對する從來の法律觀念を根本的に變革せぬ限り到底之を理解することを得ないと思ふ。即ち或はそれが憲法違反となるのではないかとの疑義も生ずる次第である。

違憲の問題は別として假りに今度の電力國家管理案が其の儘の内容で法律として成立し財産の強制出資と株券の交付とが其の法律の規定に依つて確認せらるゝに至つたと假定すれば其の事は獨り電氣事業に財産の強制出資が行はれ一會社の株券が交付せらるると云ふ夫のみの事態に止まるものではない。將來總べての事業は電氣事業と同様此法的概念の適用を受くる

に至るか尠くとも此法的概念の適用を受くべき危険には曝さるることになるのである。

故に此法則が今度の電力國家管理案の成立に依つて確認せらるること夫自體に依つて全產業界は多大の不安及危惧の衝激を受くることになるのであつて必然に其の企業心を萎縮せしめ一般に事業の擴充を期待し得べからざる重大事態を招來するに至るものである。此の事は輕々に看過することを許されない重大問題であると思ふ。

政府は此法則が將來電氣事業以外の事業にも適用せらるるに至るや否やの問題に付き之を否定する態度で電氣事業は基礎的産業で其の事業の特異性に基き統制を必要とする故……と説明して居るのであるが政府と雖も將來の適用否定を保障することは出來ぬ。縱令政府が如何なる方法で適用否

定を保障したとしても其の保障は結局今の状態では他の事業に適用する意思はないと云ふ位のもので其の保障が絶対のもものと認むることは出来ない。

假りに此法則が將來電気事業以外の事業に適用せらるることがないと假定致しても現に電気事業に適用せらるる以上他の事業界に及ぼす影響は決して少くないのである。即ち電気事業は今日投下資本として總額金六十四億圓以上を有し全産業界に重要な地歩を占めて居る事業であるから電気事業のみに對する此法則の適用も只獨り電気事業のみが不利益に變更せらるると云ふに止まらず直接間接に他の事業をも不利益に變更し其の結果一般に企業心を萎縮せしめ事業の擴充を期待し得べからざるに至る重大結果を招來することになるのである。此事は此法則が電気事業以外の事業に適

用せられざるや否やに依つて爾く大差を生ずるものではない。

之を要するに斯の如く法律的には多大の疑義あり且つ全産業上には重大なる悪結果を齎すことの明なる事項を骨子とする今度の電力國家管理案の成立は事業者に限らず何人と雖も賛意を表明し得ないものと堅く信じて疑はぬ次第である。

(Ⅲ) 本案の遂行に依つて電力の豊富低廉の

供給は期待出来ない

本案では今後の水力の開発は専ら新設特殊會社に於て之を行はしむると云ふのであるが、今後に於ける新規水力の開発は年三十萬キロ乃至四十萬キロを要するのであつて之れが爲め特殊會社は年々三億圓内外の工事資金

を調達せねばならぬことになるのである。政府當路では年々の建設所要資金は一億五千萬圓位で事足ると見て居るやうである。そうして此の資金は低利資金或は預金部の金を借入ることに依り容易に調達出来ると説明して居るが果して其言の如くに易々と此巨額の資金の調達が出来るか怎うかは満鐵其他の事例に徴しても甚だ疑はしい事である。若し資金の調達が遅れることになればそれだけ電力の開発計畫の遂行は遅れることになるのであつて此の事は曩に述べた如き事情により既存事業の電力開発が遅れることと相俟つて非常時局に對處するに付き不利益の結果を招來するのみならず戦後經濟樹立の爲めにも一大支障となるのである。既に斯の如く電力開發の遅延を餘儀なくせしめらるるものなる以上遠い將來の事は判らぬが尠く共吾人の豫定し得る將來に於ては政府の一枚看板である豊富なる電力の

供給は到底之を期待することが出来ないと云ふ結論に到着するのである。

又新設特殊會社の工事は果して經濟的に有利に出来るかどうか。それは從來の種々の實例が決して經濟的に有利には出来ないことを明かにして居るではないか。工事費の單價が高くつくにも拘はらず尙且つ低廉なる電力の供給が如何なる方法に依つて爲し得らるるや頗る疑問である。

政府當路では綜合經營に依りて多額の利益を擧げ得るを以て此の利益に依つて低廉なる電力の供給が可能なるが如く説明して居るが然し綜合經營に依つて果して政府の考へて居る如く多額の經費節約を爲し得るかも是又頗る疑問である。最近關東地方で五億キロワット時の水を放流して居るに、關西で六億五千萬キロワット時の火力を焚いたと云ふが如きことも政府當路から聞くことであるが、それは周波數の統一が出来ねば到底救ひ得ない

ことである。周波数の統一が出来ればそれは現在のままの機構でも難なく實行し得ることである。

政府當路は又英國はグリッド・システムの実施に依つて綜合經營が出来て非常に發電力の節約が出来たが如く云ふ。例へば一九三二年までは年に五〇萬キロの増設をして居たが同年にグリッドが略ぼ完成すると共にそれ以後は年々六萬キロの増設で間に合ふ様になつたかの如く考へて居る様にも見えるが、それは一九三二年以後能率悪しき從來の發電所を休止又は廢止せしむる爲に同年前數年の間大急ぎで大火力發電所を作つて居つたのである。その爲にグリッドの一應の完成後急に新設發電所の數が減少したのであつて、それは決して綜合經營から來た經濟的效果ではない。要するに、綜合經營から生ずる發電原價の節約は政府當路の屢々口にする如く

至大なものではない。

さて最後に一言を附加して此の記述を終らうと思ふ。それは外でもない。産業の平時統制と戦時統制とは根本的に其の内容並に目的が違つて居つて全く逆であると云ふことである。即ち産業の平時統制は元來過剰生産から來る矛盾の調節対策であつて電氣事業に在りては電力の豊富と低廉とを相關的ならしむる唯一の途である。然るに産業の戦時統制は過剰需要又は過小供給から來る矛盾の調節対策で、それは電氣事業に於ては發電力の急激なる擴充に依り電力需要の急増に對應すべく、石炭供給の圓滑、發送電設備材料の供給確保、並にそれ等に要する資金供給を潤澤ならしむる等の爲に行はれねばならぬことである。

政府當路は今此の全く逆の目的を有し全く逆の作用を爲す統制を同時に

實行せむとして居るやに見える。時局對策上實に危險極まりなきことである
ると云ふ外はない。

昭和十二年十二月一日印刷
昭和十二年十二月五日發行

非賣品

東京市麴町區有樂町一丁目三番地

社團法人 電氣協會

著者兼
發行所

飯尾 鑿

横濱市神奈川區二本榎町二〇

東京市深川區白河町四丁目一番地一

印刷者

松井 方利

東京市深川區白河町四丁目一番地一

印刷所

東京印刷株式會社

東京市麴町區有樂町一丁目三番地

發行所

社團法人 電氣協會

終

0
8